

バイオマスの利活用の促進について

- ・「規制改革推進のための第 3 次答申（平成 20 年 12 月 22 日）」のフォローアップテーマとして、今後以下のとおり進めたく、ご検討方よろしくお願ひいたします。

〔第 3 次答申の概要〕

「規制改革推進のための第 3 次答申」において、「問題意識」では、「バーク材等の木質バイオマスは、（中略）収集運搬するためには、廃棄物処理法における収集運搬業の許可を、バーク材等を木質ペレットに加工するためには、廃棄物処理法における処分業の許可をそれぞれ取得する必要がある。このため、バーク材等の運搬、加工を行える者が許可事業者に限定されてしまい、このことが木質バイオマスの利活用促進にあたり大きな課題となっているという声も聞かれる。（中略）したがって、生活環境の保全を前提としつつ、地域における木質バイオマスの利活用を目的とした様々な取組みを支援すべく、木質バイオマスを最大限活用できる環境整備を検討すべきである。」と指摘。

「具体的施策」では、「（中略）木質バイオマスの利活用促進のための環境整備を進めるべきである。」という内容にて、貴省と合意したところである。

〔問題意識〕

バイオマスについては、バーク材等を木質ペレットに加工するためには、廃棄物処理法における処分業の許可を取得する必要がある、また、収集運搬にあたっては、廃棄物処理法における収集運搬業の許可を取得する必要があるなど、バイオマスの利活用にあたっては、廃棄物処理法上の手続きを行うことが求められることが多い。一方で廃棄物処理法は、同法における「廃棄物」に該当するか否かの判断は、個別具体的に判断されているところであり、その法解釈の明確化が図られれば、バイオマスの利活用促進にあたって大きな効果が得られるのではないかと考えている。また、廃棄物処理法の許可を受けている事例にあっても、具体的にどういった事例であれば許可されるのかが明らかになれば、バイオマス利活用を促進するものとなると考えている。

そこで、これまで議論を重ねてきた、木質バイオマスのほか、昨今、エネルギー利用の進む汚泥系バイオマス（下水汚泥等）などのバイオマスについて、廃棄物となるか否かを判断するに当たって、廃棄物に該当するもの、そうでないものについて、典型事例の紹介や技術的助言を行うことにより、法運用の明確化、透明性の向上を図るとともに、ベストプラクティスを示した事例集を作成することで、新規事業者の参入促進や円滑なバイオマス事業の推進に資する環境整備を更に進めるべきであると考えている。

〔質問事項〕

1. 今後の更なる環境整備の進め方について、地域における森林系バイオマスに係る事例集の作成等、現在の検討状況をお伺ひしたい。

2. 木質バイオマスに加え、新たに汚泥系バイオマスの利活用促進に係る環境整備の考え方や現在の課題等について、ご教示いただきたい。また、上記1に併せ事例集の作成等進めることについて、可否及び課題等、ご意見をお伺いしたい。

以 上